

事を急ぐべきではない

Not so fast

Nature Vol.433(557)/10 February 2005

生物医学研究の新興国との共同研究を考えるのならば、相手国の生命倫理法制を事前に検証すべきである。

英国政府の視察団「グローバル・ウォッチ・ミッション」は、昨年9月に中国、シンガポール、韓国を2週間かけて視察し、各国での幹細胞研究の現状について熱のこもった報告書を作成した。この報告書に関するプレスリリースが1月に発表され、これらの国々では「倫理基準を英国モデルに近づける努力がなされている」とし、「英国を本拠とする幹細胞研究機関の質の高さと国際的地位を考慮すれば、英国と極東諸国との協力関係を樹立する絶好の機会が到来していると言える」といった提言がなされていた。

準備完了ということらしい。でも、ちょっと考えが甘いのではないだろうか。

これらの国々では、最近になって、生命倫理に関する国内法制が整備され、例えば韓国の生命倫理法はこの1月に施行されたばかりである(*Nature* 2005年1月20日号 p.186 参照)。しかし法規の遵守と執行はなされているのだろうか。

視察団は、中国でトップクラスの研究所を数ヶ所訪れている (<http://www.globalwatchonline.com/missions/tmsmrep.aspx>)。しかし、この視察団の報告から中国全体についての一般論を導き出せるのだろうか。今回のプレスリリースには、中国では「実験的な治療を医療現場に導入することに対する抵抗感が西側諸国よりもかなり薄い」と指摘されている一方で、「このことは、臨床研究が倫理に反している、あるいは臨床研究への規制が十分になされていないことを意味するものではない」とも記されている。

しかし、すべてがうまくいっている兆候だと捉えるべきでもない。中国では、インフォームドコンセントを得

ずに臨床試験が行われたり、患者の必死さに付け込んで臨床試験が行われたりしているという話がある。中国にも生命倫理法制は存在しているが、それらが全国的にみてどの程度遵守されているのかは別問題である。確かに、このような臨床試験の多くに地方政府の高官が関与していると言われている。地方政府が秘密裏に事を進めれば、実際の発覚までにどれほどのことができるかを理解するには、多数の中国人がHIVに感染してしまった献血スキャンダルを思い起こせば十分である。

生命倫理法制に問題のある国との共同研究を考えるのであれば、事前調査を行うべきである。中国を訪れた英国政府の視察団は、インフォームドコンセントの書式を調査するのが非常に難しかったという。2004年にかの有名なクローニング実験を行った韓国の研究者も、実験に用いたインフォームドコンセントの書式の提出を拒み続けた経緯がある(*Nature* 2004年5月6日号 p.3 参照)。これらは危険なサインだ。

中国では政策を駆使して法令遵守の確実な達成を目指しているが、これと同じように、新たな生命倫理法制によって、研究者は法令を遵守するようになるかもしれない。しかし、中国や他の国々の当局の手ぬるい取り締まりに付け込む研究者も現れるだろう。そうやってうまく逃げ切ってしまう研究者も出てくるだろうし、研究プロジェクトが失敗してキャリアを台無しにする研究者も出ることだろう。 ■